

令和5年度第2回小牧市DV対策連絡会議事要旨

〔日 時〕 令和6年3月15日（金）午前10時30分～午前11時

〔場 所〕 小牧市役所 本庁舎6階 601会議室

〔出席者〕 舟橋委員、山田委員、堀田委員、野口委員、山本委員、西島委員、
浅野委員、伊藤委員、森島委員、小松委員、吉田委員、吉岡委員

〔欠席者〕 恒川委員

〔事務局〕 岡本副所長、丹羽係長、伊藤

《午前10時30分開会》

【会議内容】

1 あいさつ

2 議題

(1) 小牧市DV対策基本計画の改定について

・パブリックコメントの実施結果

事務局より、小牧市DV対策基本計画の改定、パブリックコメントの実施結果について説明。

《質疑応答、意見交換》

(会長)

先ほどの説明で議事要旨については市ホームページで公開するとありましたが、今の時点でイメージがあれば教えて頂きたい。

(事務局)

今回の第2回小牧市DV対策連絡会の議事要旨の公開に合わせて、第1回の議事要旨の公開も考えております。今後は、随時、会議が終わり次第公開をしていけたらと考えております。

(会長)

ありがとうございます。他に意見はありませんか。特にないようですので、パブリックコメントに対する市の考え方については、この内容で事務を進めさせていただきます。

3 その他

事務局より、今後のパブリックコメントの周知の流れについて説明。

(会長)

パブリックコメントの周知の流れ以外にも、他にご意見等ありますでしょうか。無ければ、せっかくですので、私から話をさせて頂きたいと思います。昨今、DVや女性の支援に関する社会情勢が非常に高まっていると感じております。法律では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正され、令和6年4月から施行されます。具体的にいうと、保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化がされます。保護命令というのは、被害者からの申し立てに基づいて裁判所が被疑者に対して、被害者身辺への付きまとい、住居付近の徘徊を禁止する行為となります。

また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月から新たに施行されます。生活困窮や性暴力、性犯罪被害など様々な問題が、複雑かつ多様化していることから、こういった法律が生まれました。この法律のなかで、民間団体との協同という視点も取り入れた新たな支援の枠組みも必要という事があります。

今後、DV関係の取り組みも、活発化するのではないかと考えております。DVの実務の部分で関係機関の皆さまに、ご相談とお願いをする事も多々あると思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

(吉岡委員)

今回は、時間の関係もありますので無理かと思いますが、民間団体の支援の実情というのを10分、15分で結構ですので、聞いて頂きたいと考えております。先ほど、保護命令に関するDV防止法の改正の話がありましたが、保護命令は非常にハードルが高く、愛知県でも年間数件。今回から、身体的暴力以外に、精神的暴力も保護命令の対象となりましたが、それを実証していくのが非常に困難。そういった現状を一度、聞いて頂きたい。

また、私どもでシェルターを運営しており、県女相からの紹介あるいは、児相からの委託ということで受け入れております。シェルターにいるという証明書を発行しましたら、住民票がなくても、支援にのせて頂けるとありがたいなと考えております。実際にそういうことが出来ている市も愛知県内にありますので、今後、皆さんの中で、お時間かけて、返答をして頂きたいなと考えております。

(野口委員)

複雑な要件が重なってDVになる。その行きつく先が自分で生きていくという事ならいいんですけども、そうではなく、命を落としてしまうという事もあるかと思う。保健センターでは、自殺対策の計画をやっておりまして、生きる支援が必要だと思っております。自殺に至る前の支援というところで、それぞれが相談にのり、その人の力になって対応して頂き、こういう協議の場をもって、解決なり共有していけたらいいなと思いましたので、宜しくお願い致します。

(会長)

その他よろしかったでしょうか。

(事務局)

先ほど、吉岡委員から民間団体の支援の実情を報告する場をとありました。もし、よろしければ、次回のこの会議の中で、支援の実情を皆さんに知って頂くのもいいのではないかなと思いました。会議前になりましたら、場の調整をさせて頂けたらなと思いますので、また、宜しくお願い致します。

(会長)

行政とは違った民間団体特有の先見や知識、経験があるかと思しますので、宜しくお願い致します。

《午前11時閉会》